

岸和田市クビアカツヤカミキリ防除用品配布事務取扱要領

1. 事業概要

岸和田市クビアカツヤカミキリ防除用品の配布に関する要綱に基づき、クビアカツヤカミキリの被害を受けているモモ・スモモ・ウメ等、農作物生産にかかる樹木(公園・街路樹などの樹木を除く。)に対する農業被害を軽減するため、岸和田市内で農作物を生産する者に対し、予算の範囲内においてモモ、スモモ、ウメ等の被害樹木への防除用品を配布する

2. 配布対象者

次のいずれかに該当する方が対象となります。

- ①岸和田市内の農地所有者(法定相続人等を含む。)又はその同一世帯員である者
- ②農地所有者等から当該農地での農地管理及び営農を任されている者
- ③その他市長が必要と認める者

3. 防除用品

園芸用殺虫剤 ロビンフッド - エアゾール -

4. 配布数

- ①申請 1 回につきロビンフッド10本を上限とする。
- ②防除用品の配布申請は配布対象者につき 1 年度に 1 回までとする。
- ③申請受付順に防除用品を配布する。※ただし、防除用品がなくなり次第配布終了とする。

※防除用品配布本数の算出方法

被害樹本数	防除用品配布数	被害樹本数	防除用品配布数
1～3本	ロビンフッド 1本	16～18本	ロビンフッド 6本
4～6本	ロビンフッド 2本	19～21本	ロビンフッド 7本
7～9本	ロビンフッド 3本	22～24本	ロビンフッド 8本
10～12本	ロビンフッド 4本	25～27本	ロビンフッド 9本
13～15本	ロビンフッド 5本	28～30本以上	ロビンフッド 10本

5. 必要書類

次の書類を各一部提出してください。

①岸和田市クビアカツヤカミキリ防除用品配布申請書(様式第1号)

②被害樹等の写真

被害樹等の全体写真及び(フラスが確認できる場合は)フラス発生箇所の写真)

③本人確認書類

窓口でマイナンバーカード(個人番号記載部分は除く)又は運転免許証等を確認します。

④代理人による申請の場合、委任状(様式第2号)及び代理人の本人確認書類の写し

6. 申請方法

①受付場所 岸和田市 農林水産課 農業振興担当、窓口まで直接ご持参ください。

※郵送、電子申請による受付はいたしません。

②受付時間 午前9時00分から午後5時30分まで

(ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く)

7. 受領方法

窓口で申請書類を確認後、即日でお渡しいたします。

8. 禁止事項

①本事業の目的以外での防除用品の使用

②配布を受けた防除用品を第三者に転貸し、又は譲渡すること

③その他市長が防除用品の使用において不適当と認める行為

9. 免責事項

防除用品の使用又は管理の不備により生じた事故によって使用者が損害を受けることがあっても、市は、その責めを負わない。

10. 問合せ先

〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号

岸和田市 環境農林水産部 農林水産課 農業振興担当

電話：072-423-9488(直通) FAX：072-430-2272

E-mail：nousui@city.kishiwada.osaka.jp